

○総務省告示第二百九十二号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
[1・2 略]		[1・2 同左]	
3 無線設備等		3 [同左]	
[一・一の二 略]		[一・一の二 同左]	
二 電気的特性		二 [同左]	
点検の項目	具体的な点検の実施方法等	点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 周波数	[ア～オ 略] カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の <u>基地局及び陸上移動中継局</u> にあつては、次のとおりとする。 [(7)・(イ) 略]	1 [同左]	[ア～オ 同左] カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の <u>基地局</u> にあつては、次のとおりとする。 [(7)・(イ) 同左]
2 スプリアス発射の強度	[ア～キ 略] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの <u>基地局及び陸上移動中継局</u> にあつては、次のとおりとする。 [(7)～(エ) 略]	2 [同左]	[ア～キ 同左] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの <u>基地局</u> にあつては、次のとおりとする。 [(7)～(エ) 同左]
3 不要発射の強度	[ア～キ 略] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの <u>基地局及び陸上移動中継局</u> にあつては、次のとおりとする。 [(7)～(キ) 略]	3 [同左]	[ア～キ 略] ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの <u>基地局</u> にあつては、次のとおりとする。 [(7)～(キ) 同左]
4 占有周波数帯幅	[ア・イ 略] ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う	4 [同左]	[ア・イ 同左] ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う

	基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの <u>基地局及び陸上移動中継局</u> のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。		基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの <u>基地局</u> のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。
5 空中線電力	[ア～サ 略] シ アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの <u>基地局及び陸上移動中継局</u> にあつては、次のとおりとする。 [(7)～(9) 略]	5 [同左]	[ア～サ 同左] シ アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う基地局及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局並びにローカル5Gの <u>基地局</u> にあつては、次のとおりとする。 [(7)～(9) 同左]
[略]	[略]	[同左]	[同左]
[注1～注3 略] 注4 携帯無線通信（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であつて、 <u>施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）</u> の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。 [注5 略] [三 略]		[注1～注3 同左] 注4 携帯無線通信（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であつて、 <u>施行規則第43条の6第3項</u> の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。 [注5 同左] [三 同左]	
備考 表中の [] の記載は出記による。			

○総務省告示第二百九十三号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づき識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前																
<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 336 1093 624"> <thead> <tr> <th>使用する無線設備の区別</th> <th>識別符号の符号長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「く十 略」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>十一 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>「十二・十三 略」</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	「く十 略」		十一 削除		「十二・十三 略」		<p>一 「同上」</p> <table border="1" data-bbox="1137 336 2056 624"> <thead> <tr> <th>使用する無線設備の区別</th> <th>識別符号の符号長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「く十 同上」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>十一 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第八号に規定する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局（以下「五GHz帯無線アクセスシステムの無線局」という。）の無線設備</td> <td>一九ビット以上</td> </tr> <tr> <td>「十二・十三 同上」</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	「く十 同上」		十一 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第八号に規定する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局（以下「五GHz帯無線アクセスシステムの無線局」という。）の無線設備	一九ビット以上	「十二・十三 同上」	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長																
「く十 略」																	
十一 削除																	
「十二・十三 略」																	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長																
「く十 同上」																	
十一 電波法第四条第三号に規定する無線局であつて、電波法施行規則第六条第四項第八号に規定する五GHz帯無線アクセスシステムの無線局（以下「五GHz帯無線アクセスシステムの無線局」という。）の無線設備	一九ビット以上																
「十二・十三 同上」																	
<p>一 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 727 1093 1385"> <thead> <tr> <th>使用する無線設備の区別</th> <th>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「く八 略」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>九 削除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法	「く八 略」		九 削除		<p>一 「同上」</p> <table border="1" data-bbox="1137 727 2056 1385"> <thead> <tr> <th>使用する無線設備の区別</th> <th>使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「く八 同上」</td> <td></td> </tr> <tr> <td>九 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備</td> <td> <p>(1) 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備は、送信を行おうとする電波において通信の相手方以外の無線局が発射する電波の電界強度Eが次式で求めた値を超える場合には、その送信を行わないものであること。</p> $E = 100 \sqrt{\frac{1}{G}} \times \sqrt{\frac{0.16}{(P_t \times \frac{20}{n})}} \quad (mV/m)$ <p>ただし、Gは空中線利得の真値、P_tは空中線電力（W）とし、nは、占有周波数帯幅が9 MHzを超え19.7MHz以下の場合にはn=20、占有周波数帯幅が4.5MHzを超え9 MHz以下の場合にはn=10、占有周波数帯幅が4.5MHz以下の場合にはn=5とする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法	「く八 同上」		九 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備	<p>(1) 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備は、送信を行おうとする電波において通信の相手方以外の無線局が発射する電波の電界強度Eが次式で求めた値を超える場合には、その送信を行わないものであること。</p> $E = 100 \sqrt{\frac{1}{G}} \times \sqrt{\frac{0.16}{(P_t \times \frac{20}{n})}} \quad (mV/m)$ <p>ただし、Gは空中線利得の真値、P_tは空中線電力（W）とし、nは、占有周波数帯幅が9 MHzを超え19.7MHz以下の場合にはn=20、占有周波数帯幅が4.5MHzを超え9 MHz以下の場合にはn=10、占有周波数帯幅が4.5MHz以下の場合にはn=5とする。</p>				
使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法																
「く八 略」																	
九 削除																	
使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法																
「く八 同上」																	
九 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備	<p>(1) 五GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備は、送信を行おうとする電波において通信の相手方以外の無線局が発射する電波の電界強度Eが次式で求めた値を超える場合には、その送信を行わないものであること。</p> $E = 100 \sqrt{\frac{1}{G}} \times \sqrt{\frac{0.16}{(P_t \times \frac{20}{n})}} \quad (mV/m)$ <p>ただし、Gは空中線利得の真値、P_tは空中線電力（W）とし、nは、占有周波数帯幅が9 MHzを超え19.7MHz以下の場合にはn=20、占有周波数帯幅が4.5MHzを超え9 MHz以下の場合にはn=10、占有周波数帯幅が4.5MHz以下の場合にはn=5とする。</p>																

<p>【十・十一】略</p>	<p>【十・十一】同上</p>
<p>【三〇五】略</p>	<p>【三〇五】同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(2) その無線設備は、送信を行おうとする電波が空き状態であるとの判定を行った後、送信を開始するものであること。ただし、他の無線設備から送受信を制御されている場合及び送信を行った無線設備が当該判定後四ミリ秒以内に送信を再開する場合は、この限りではない。

附 則

電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年総務省令第八十九号）第一条の規定による改正前の電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第八号に規定する5GHz帯無線アクセスシステムの無線局の無線設備に係るこの告示による改正前の平成六年郵政省告示第四百二十四号の規定は、令和十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

○総務省告示第二百九十四号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（端末設備であつて電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年九月三十日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>〔一 略〕</p> <p>一 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備との接続において電波を使用する端末設備</p> <p>〔1 〽 10 略〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>11 〽 14 〔略〕</p>	<p>〔一 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔1 〽 10 同上〕</p> <p>11 〽 無線設備規則第四十九条の二十一に規定する五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備を使用する端末設備</p> <p>12 〽 13 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「 〽 」の記載は注記である。</p>	

附 則

電波法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年総務省令第八十九号）第三条の規定による改正前の無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の二十一に規定する五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局の無線設備の端末設備に係るこの告示による改正前の平成六年郵政省告示第七十二号の規定は、令和十八年三月三十一日までは、なおその効力を有する。